

臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金、 子育て支援減税手当のご案内

臨時福祉給付金

平成26年4月からの消費税率引上げによる低所得世帯の負担軽減のため、暫定的・臨時的な措置として臨時福祉給付金を支給します。臨時福祉給付金は平成26年度町県民税の申告に基づきます。収入・所得のない方でも申告していないと対象にならない場合がありますので必ず申告してください。

【支給対象者】

平成26年1月1日に豊山町に住民登録がされており、平成26年度分町民税（均等割）が課税されていない方 ※ただし、町民税（均等割）が課税されている方の被扶養者となっている場合、生活保護制度の被保護者となっている場合などは対象となりません。

【支給額】

支給対象者1人につき1万円（1回限りの支給）

※支給対象者が次のいずれかに該当する場合は、

5千円を加算

- ・ 高齢基礎年金、障がい基礎年金、遺族基礎年金の受給者など
- ・ 児童扶養手当、特別障がい者手当の受給者など

子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当

平成26年4月からの消費税率引上げによる子育て世帯の負担軽減のため、子育て世帯臨時特例給付金を支給します。また、県内に住民登録のある方に限り、子育て世帯を手厚く支援するために、県独自の手当として子育て支援減税手当を支給します。

【支給対象者】

平成26年1月1日に豊山町に住民登録がされており、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）を受給されている方 ※ただし、平成25年の所得が児童手当の所得制限額以上の場合は対象となりません。

【支給額】

子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当ともに、対象児童1人につき1万円（1回限りの支給）

※対象児童は、平成26年1月分の児童手当（特例給付を含む）の支給対象となっている児童

※臨時福祉給付金の対象者と生活保護の被保護者は、子育て世帯臨時特例給付金は支給されません。

受給には申請が必要です。

●申請手続

対象と思われる世帯には、町から制度の案内と申請書を送付します。なお、公務員の方は、子育て世帯臨時特例給付金・子育て支援減税手当の申請書が職場から配布されます。

申請書と必要書類を直接お持ちいただくか、郵送してください。申請窓口は、7月5日（土）から8月29日（金）までは、役場2階会議室1です。9月からは、役場1階福祉課です。

●申請受付期間

7月5日（土）～平成27年1月5日（月） 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝休日と年末年始の休日を除く。ただし、7月5日（土）・6日（日）のみ、役場2階会議室1において受付を行います。）

振り込め詐欺などにご注意ください

本町や厚生労働省などがATM（銀行・コンビニなどの現金自動預け払い機）の操作をお願いすることは絶対にありません。

また、「臨時福祉給付金（簡素な給付措置）」、「子育て世帯臨時特例給付金」や「子育て支援減税手当」を支給するために、手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

▶問合せ 福祉課福祉・少子係
28・0912

地元の野菜を子どもたちにお分けください

ご家庭で栽培された野菜を学校給食のためにお分けください。

地元で収穫された食材を学校給食に使用することで子どもたちの郷土の生産物への関心と、生産者への感謝の気持ちを育みます。

引取価格は新聞価格などを参考にします。使用時期に給食センターへお持ちください。

▼食材と使用時期 玉ねぎ（六月頃）
・とうがん（七月と九月頃）・さつまいも（十一月頃）・大根（十一月～二月頃）
・さといも（二月頃）▼問合せ 給食センター ☎28・2423

7/6 農業委員会委員一般選挙を実施します

任期満了に伴う農業委員会委員一般選挙を実施します。

▼事前説明会 六月十八日（水）午前十時～▼立候補受付 七月一日（火）

午前八時三十分～午後五時▼事前説明会・立候補受付場所 役場三階会議室

三・四▼投票日 七月六日（日）午前七時～午後八時▼投票場所 役場▼問

合せ 選挙管理委員会事務局（総務課 総務・防災係） ☎28・6003